

第5次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）の概要

1 計画策定の背景及び目的

本県のニホンジカは、他の地域とは交流のない孤立した個体群であり、かつては過度の捕獲圧により生息数が減少し、絶滅の危険性が言われるほどであったが、現在では生息数、生息域ともに大きく拡大し、農林業への被害や生態系への影響が生じている。

このため、個体数管理、被害防除対策、生息環境管理、普及啓発及び人材育成等の対策を計画的かつ総合的に実施することで、ニホンジカ地域個体群の適正規模への抑制及び安定的維持、農林業被害の軽減、生態系への影響の軽減を図ることを目的として本計画を策定する。

2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ (*Cervus Nippon*)

3 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

4 管理が行われるべき区域

千葉市 市原市 大網白里市 茂原市 長柄町 長南町 睦沢町 長生村
白子町 一宮町 勝浦市 いすみ市 大多喜町 御宿町 館山市 鴨川市
南房総市 鋸南町 木更津市 君津市 富津市 袖ヶ浦市

5 第4次計画の評価

(1) ニホンジカ地域個体群の適正規模への抑制及び安定的な維持

第4次計画期間内においては、ニホンジカの個体数を減少傾向にすることを目標とした。近年では個体数の増加速度は緩やかになりつつあるものの、依然として個体数は増加傾向にあり、目標を達成できなかった。一方で、急激な分布域の拡大防止は図られた。

(2) 農林業被害の軽減

令和2年度の農業被害額は、最も被害額の少なかった平成24年度の3倍以上であったが、平成30年度から令和2年度にかけては、農業被害額は減少傾向にあるため、引き続き維持していくことが重要となる。

林業被害については、近年は報告されていないが、ニホンジカの生息密度の高い地域では、植林時に稚樹をシカの食害から防護するための対策が必要な状況である。

(3) 生態系への影響への低減

令和3(2021)年度に行った植生調査の結果を平成28年度の結果と比較すると低木の本数、林床植物の確認種数共に減少傾向にあり、生態系への影響を軽減できていない。一方で、裸地化による森林土壌の流失は認められていない。

6 第5次計画の目標

(1) 中長期的な目標

ア ニホンジカ地域個体群の適正規模への抑制及び安定的な維持

ニホンジカ地域個体群の適正規模への抑制及び安定的な維持のため、「コアエリア」「共生エリア」での生息管理を長期的な目標とする。

また、生息管理を行ううえでの具体的な数値目標を、コアエリアで 3~7 頭/km²、共生エリアで 3 頭以下/km²として設定する。

なお、両エリアを除く、ニホンジカの生息域については、生息数の低減と分布域の縮小を図り、生息域の適正規模への抑制に向け管理を進めていく。

イ 生態系被害の軽減

継続して実施した植生調査の結果、林床植生が衰退している状況にあることから、植生回復の実施目標を下記のとおり設定する。

| 調査地点数 | 目標達成状況の指標 | 現状 | 目標 2031 年度末 |
|-------|------------------------------|--------------------------------|-----------------------------|
| 62 地点 | ①低木本数の維持 | 36.8 (本/80 m ²) ※1 | 36.8 (本/80 m ²) |
| | ②林床植生の回復地点数 (植被率 10%以上増加) | 13 地点※2 | 31 地点※3 (全地点の半数) |

※1：全調査地点（62 地点）の平均値

※2：2016~2021 の期間で比較

※3：2021~2031 の期間で比較

(2) 短期的な目標

ア 個体数管理

長期的な個体群管理目標を達成するにあたり、令和 8 年度末までに、ニホンジカの個体数を減少傾向にすることを目標とする。

また、計画期間の捕獲目標を 8,500 頭以上/年度とする。この捕獲目標頭数は、計画期間が終了する令和 8 年度末時点での個体数を令和 2 年度末時点の約 9 割以下にするために必要な捕獲数を算出したものである。

イ 農林業被害の軽減

令和 2 年度の農業被害額は、最も被害額の少なかった平成 24 年度の 3 倍以上であったが、平成 30 年度から令和 2 年度にかけては、農業被害額は減少傾向にあるため、引き続き減少傾向を維持していくことを目標とする。

7 目標達成のための主な方策

(1) 個体数管理

ア 狩猟

ニホンジカの個体数は増加傾向にあるため、本計画期間においては前計画から引き続き国の総量規制（一猟期中あたりの捕獲頭数の上限）を解除し、オス、メスともに無制限とする。

なお、狩猟による捕獲を促進するため、法第 14 条第 3 項に基づき、輪の直径が 15 cm以下の足くくりわなによる狩猟を認めることとする。

イ 許可捕獲（数の調整目的）

本計画の対象地域におけるニホンジカの管理目的での捕獲は、原則として「第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整」を目的とした捕獲とする。

ウ 許可捕獲（被害防止目的）

市町村による有害捕獲は個体数管理の核となる取組であることから、引き続き市町村が主体となって捕獲を実施する。市町村は、鳥獣被害防止特別措置法に基づく被害防止計画を策定し、活用可能な事業を積極的に利用し、効果的・効率的な実施に努める。

県は市町村に対し、毎年、各鳥獣保護管理ユニットにおける推定生息数を提示するとともに、推定結果に基づく市町村ごとの捕獲目標を設定し、捕獲の促進を図る。また、市町村の捕獲の取組に対し、補助金等により積極的に支援を行う。

エ 指定管理鳥獣捕獲等事業

本計画の達成に向け、市町村による既存の有害鳥獣捕獲に加え、必要に応じて県が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。実施にあたっては、事業を実施する必要性、実施期間、実施区域、事業の目標、事業の実施方法等を指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に定める。

オ ICT 技術の活用の推進

捕獲従事者が限られていることから、捕獲に係る作業や記録の効率化を図ることが重要である。このため、自動通報装置等の ICT 技術の活用を積極的に推進することにより、わなの見回りの労力を省力化し、効果的かつ効率的な捕獲につなげる。

(2) 被害防除対策

ア 防護柵の設置

防護柵の設置を推進し、県は市町村の取組に対し、補助金等により積極的に支援を行う。

県は市町村等とともに、状況に応じた適切な防護柵の選定や、防護柵が途中で途切れないようにする等、効果的な設置が図られるよう指導・助言を行う。

さらに、防護柵は、その効果を持続させるため継続的に維持管理していくことが重要であり、農地や地域を守る施設であることから、集落等の地域の力で維持管理するよう

促進する。県は市町村等とともに、適切に維持管理が図られるよう指導・助言を行う。

なお、県内ではイノシシによる農業被害が大きく、被害対策の中心がイノシシであるため、ニホンジカの管理対策については、イノシシの管理対策と一体的に実施するなど、効率的に対策を進める。

イ 有害獣対策指導員の配置

県は、有害獣対策指導員を被害市町村に引き続き配置し、被害状況の調査、電気柵等の被害防除施設の定期的な巡回、被害対策技術の指導、普及などを実施し、被害農家の意識高揚を図る。

(3) 生息環境管理

ア 生息環境の管理

地域住民に対し、防護柵の設置だけでなく、林縁や耕作放棄地など農用地の適正管理、放任果樹の伐採などの環境整備の積極的な実施を促していく。

イ 生息環境の保全

県は現在設定されている鳥獣保護区の継続指定について、農林業被害の状況を踏まえた上で、各関係者との調整に努める。

また、ニホンジカの個体数管理を行うことで森林植生の食害を防ぎ、生態系への影響の軽減を図るとともに、適正な森林整備により多様な植生の侵入を図る。

(4) 生態系の保全

希少な植物の生育地、重要な植物群落、土壌流出が著しい箇所等、ニホンジカの採食等から保全する必要があると判断される地域については、県が状況の把握に努めるとともに、植生保護柵の設置などの効果的な対策について検討を行う。

(5) 普及啓発

マニュアルの活用等によりニホンジカの生態や捕獲技術、防護柵の設置・維持管理等について関係行政機関や農林業団体、捕獲の担い手等に普及啓発を実施し、対策技術の向上を図る。

(6) 人材育成

ア 地域ぐるみの対策の推進

被害防除対策を継続的に実施する上では、地域が一体となって取り組むことが有効である。地域ぐるみの対策を実施する上では、対策の中心的役割を担う地域リーダーの存在が欠かせないことから、県及び市町村は、地域住民等への研修や現地指導等を通して地域リーダーの育成を図ることで、地域ぐるみの対策を推進する。

イ 捕獲の担い手確保

地域ぐるみの被害対策を実施するため、地域住民を核とした捕獲の担い手を確保するとともに、鳥獣被害防止特別措置法に基づき、市町村が作成する被害防止計画に基づく捕獲等の鳥獣被害対策の実践的活動を担う「鳥獣被害対策実施隊」の設置や、地域の捕獲隊の設置により捕獲体制の整備を進める。

狩猟免許所持者数が減少傾向にあることから、狩猟免許取得促進事業補助金を積極的に活用することにより、有害捕獲事業の従事者となるわな猟免許所持者の増加に努める。また、狩猟免許所持者の高齢化が進行していることから、若年層等を主な対象とし狩猟について普及・啓発を図ることで、狩猟者の確保・育成に努める。

加えて、認定鳥獣捕獲等事業者制度についても、積極的な活用を図る。

ウ 関係職員の専門性の向上

市町村や農協、県出先機関等の職員に対して、ニホンジカの管理対策を効果的に実施するための基本的な考え方や、具体的な被害対策手法等についての研修を行うことにより、地域一体となったニホンジカ対策の推進を図る。

8 その他

(1) モニタリング等の調査研究

モニタリング調査により得られた各種の指標に基づき、現状把握及び管理対策の効果検証を行うとともに、随時、管理対策の見直しを行う。

(2) 事例収集

集落単位での被害対策の成功事例を収集し、市町村と連携しながら普及啓発を行う。

(3) 実施体制

ア 施策の推進体制

千葉県野生鳥獣対策本部において、県・市町村・関係団体が一体となって個体数管理、被害防除対策、生息環境管理等のニホンジカ対策を総合的に推進していく。また、県・市町村・地域が、適切な役割分担のもとに対策に取り組むとともに、地域ぐるみの対策を実施する体制の強化を図る。

なお、ニホンジカの被害対策にあたっては、被害防止計画に基づき市町村が主体的に被害防除や捕獲を行うこととする。しかし、単一市町村の実施では被害を十分に防止することが困難である場合には、県は広域的な捕獲の実施体制について、関係市町村と連携を図ることとする。

イ 施策の検証体制

科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら管理を推進するために、学識経験者、関係行政機関、農林水産団体、狩猟者団体等で構成される千葉県環境審議会鳥獣部会ニホンジカ小委員会において、計画に基づき実施された施策の効果を評価・検証する。